

# 人権啓発標語を募集します

## 人権啓発標語募集

● 内容／「家族」をテーマにした標語

● 対象／有田川町に在住、もしくは通勤・通学している方

● 応募方法／作品に氏名（ふりがな）・年齢・学校名と学年（学生の場合）・住所・電話番号を記載し、左記までご応募ください。

※応募は一人一作品です。

※応募はFAXでも受け付けます。

● 応募先

〒643・0153

有田川町中井原 136番地2

有田川町教育委員会社会教育課内

人権機関有田川事務局

(FAX 32・4827)

● 締め切り／9月2日(金)

● 賞／一般の部（高校生含む）・中学生の部・小学生の部の三部門で

若干数選考し、記念品を贈ります。

● 展示／優秀作品については、広報

紙への掲載、文化祭などでの展示、人権標語作品集の作成など啓発に広く活用いたします。

● その他／応募作品は未発表のものに限ります。作品の著作権は主催者に帰属し、主催者が応募者の承諾を得ず、啓発用教材などに使用する場合があります。応募作品は原則として返却しません。

## 人権機関有田川委員として

～有田川町で暮らす外国人の皆さまへ～

今北 純子

町住民課によると平成28年4月末時点で、有田川町に住んでいる外国人の方は71人います。その内、男性は35人で、女性は36人です。日本国籍をすでに取得した方は含まれていません。町人口の1%未満の外国の皆さまは、いろいろな理由でこの美しい有田川町とご縁があったことと思います。皆さまは有田川町に来たころ、言葉や生活習慣や気候に慣れるまで、言

葉で言い表すことができないほどの苦労があったのではないかと思います。大人であっても、その言語がわからないことは、言語分野における「ハンデ」になります。つまり、コミュニケーションにおいて大きな壁が立ちただかるということです。

しかし、時間が経つにつれ、皆さまの家族・親戚・仕事仲間、そして近所の方々の温かい支援を得て、たくさんの方々の壁を乗り越えられ、仕事もでき、地域や職場に貢献されているのではないのでしょうか。また、年数が経っていない方も、それぞれ頑張っていると思います。

今回の人権だよりでは、より平等に自由に暮らしていくために、皆さまに有田川町の人権機関を紹介します。平成18年1月に吉備町・金屋町・清水町の3つの町が合併して有田川町となり、人権機関有田川が発足しました。今も人権機関有田川の委員は、町民の人権に対する関心を高め、意識が向上するためにいろいろな活動をしています。

毎年テーマを決め、それに沿う映画会や講演会などを清水地区、金屋地区、吉備地区でそれぞれ行っています。皆さまにも、ぜひご参加いただきたいと思っています。

街頭啓発も各地域で行っています。また毎月、人権擁護委員による人権相談も行っています。もし何か気になることがあれば、一人で抱え込まないで、ご相談ください。

日本は人々が優しく、安全で暮らしやすいところだと評判です。それは、たくさんの方々が長年努力してきた結果ではないかと思えます。

外国から来た皆さまも一緒に人権について考え、人権機関有田川の活動に参加してみませんか。活動についての情報は、町広報や有線放送でお知らせしています。また、各庁舎・清水行政局・各図書館でも、活動についてのチラシなどを得ることが出来ます。

人権に関心を持ち、地域の皆さんと一緒により良い町を作って行きませんか。

※人権機関有田川委員さんからいただいた原稿を掲載しています。

## お知らせ

人権特設相談所を開設いたします。相談は無料で、秘密は厳守されます。

● 場所／二川住民センター

● 日時／8月18日(木) 13時～16時

## 人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課

TEL 5212111

FAX 3214827